

ご来場の皆様

OSSライセンスと著作権法のポイント

~正しい、OSSライセンスの理解の仕方

2019年12月23日 NEC OSS推進センター・姉崎章博

フリー(自由)ソフトウェア/OSSの概史

■藤田昭人「Unix考古学」第8章より 『ソースコード付きで配布』というOSSの先駆け/元祖であるUnix

■UCBの学生ビル・ジョイがBSD版UNIXを開発。

名無Ⅰ

■ リチャード・ストールマンがGNUプロジェクトを開始...

■GNU EmacsをFree Software(自由ソフトウェア)としてリリース...

フリーソフトウェブ GNU GPL...

【■CERNで初めてWorld Wide Webが構築される。

1990年代

■ リーナス・トーバルズが最初のLinuxをリリース(GNU GPLv2)。

■ Netscapeが「オープンソース」Mozillaとして公開(MPL)。

Checked!

LinuxのGNU GPLv2をはじめ、他の条文は長い - それでもGPLv3の6割 ■ これが6Pもあり、なかなか読むのはしんどい

■しかも、正式には原文は英文

ONT DEVELOP EVENTS TOO

iopolgis I C) 1989, 1991 Free Sulfamor Foundation, Inc. SI Franklin St, FRN Rook Burgus, INA 62110-1361 USA very see in permitted for copy and distribute redistion copies.

■でも、コミュニティのサイトや

OSDNサイトに日本語参考訳があります。

https://ia.osdn.net/projects/opensource/wiki/licenses

OSI承認オープンソースライセンス 日本語参考訳

ource initiative が 承認したオーナンソースライセンスの日本語参考訳です。これらは Open Source Initiative の 起車割によって異素されたものではなく。音ライセンスを機関した ジネ・ウェアの 資布点律を送けて言ない Pではありません。 頒布点件としては英語版ケキストで指定されているもののみが有対です。しかしながら Group Japan 4は、これらの参考版が オーナンシースライセンスをより版で解析する助けなることを 強んでい

OSSライセンスの位置づけ

■OSSライセンスは、ossの受領者が再頒布など著作権の行使の許諾



使っていても、著作権を行使しないから何も問題はない。 このシステムを他企業に横展開するとなると複製・著作権行使 GPLの条件を満たす対応が必要になる。開発がないので要注意

Orchestrating a brighter world

未来に向かい、人が生きる、豊かに生きるために欠かせないもの。 それは「安全」「安心」「効率」「公平」という価値が実現された社会です。 NECは、ネットワーク技術とコンピューティング技術をあわせ持つ 類のないインテグレーターとしてリーダーシップを発揮し、 草越した技術とさまざまな知見やアイデアを融合することで、 世界の国々や地域の人々と協奏しながら、 明るく希望に満ちた暮らしと社会を実現し、未来につなげていきます。

出現順でいうと



OSSライセンスには、どんな**条件**が書かれているか

▲ 各ライセンスで表現は様々ですが…

条件を包含 著作権表示、条文本体、免責条項 BSD 🚄 している 必要がある を見えるように(コピー)すること、など GPLなど バイナリのソースコードを ちらだけの 条件ではない (または、その申し出を)添付すること、など

_{さて、}これらは、**義務ではなく条件**ですが、何の条件か?

OSS License Observedt \Orchestrating a brighter world NEC っまり、OSSライセンス は ソフトウェアライセンス(EULA) と違う(1/3) ソフトウェアライセンス OSSライセンス 1.主な許諾内容が違う 使用の許諾 (著作権法上の)利用の許諾

1 主な許諾内容が違う

 ソフトウェアライセンスは、一般に(インストール)実行する際に、クリックオンなどで使用の許諾を 求めるものです。※著作権に使用権が無いのだから、許諾を求める権利は無いが、



 一方、ほとんどのOSSライセンスは著作権に基づいており、著作権法上の利用、 つまり、複製や改変、頒布などの支分権の行使をいくつかの条件のもと許諾するものです。



OSSライセンスを学ぶ理由(例)

OSSの多くは他人の著作物です。

勝手気ままに利用できるわけではありません。

毛嫌いして同じ機能を自社開発すれば 牛産性は悪化します。

OSSライセンスを理解して、 選択肢を拡大しましょう。

OSSのライセンスの例

FreeBSD Copyright 等BSDライセンス ●本家 * BSD

GNU General Public License(GPL)v2 Linux

Apache License 2,0 ■ クラウド OpenStack

■ IoT:繋がるデバイスには、TCP/IPの実装が必要

Eclipse Public License (EPL)-1.0 SDN OpenDaylight

■ビッグデータ Hadoop Apache License 2,0

■ 運用管理 Hinemos, Zabbix GNU GPLv2

■データベース

PostgreSQL License BSDライセンス PostgreSQL

GNU GPLv2 MySQL

■ オフィスソフト LibreOffice Mozilla Public License(MPL)v2.0

Oss License Checkerii \Orchestrating a brighter world NEC (創作性のある)プログラムは著作物として保護される

■日本国 著作権法 第十条 (著作物の例示)

一 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物

二 音楽の著作物

舞踊又は無言劇の著作物

四 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物

五 建築の著作物

六 地図又は・・・その他の図形の著作物

七、映画の著作物

八 写真の著作物

九 プログラムの著作物

OSS License Orchestrating oまり、OSSライセンス は ソフトウェアライセンス(EULA) と違う(2/3) ソフトウェアライセンス OSSライセンス 1.主な許諾内容が違う 使用の許諾 著作権法上の)利用の許諾 2 主な許諾形式が違っ 契約(双方の合意) ライセンス(一方的な許諾)

2.主な許諾形式が違う

・ ソフトウェアライセンスは、一般に双方の合意(agreement)としての契約です。 著作権に使用権は存在せず、クリックオン(シュリンクラップ)で契約の体裁を取っています。



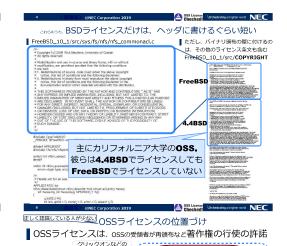
例えば

昔、GPLのOSSでビジネスはできない と考える人が少なくなかった。 Linuxディストリビューションを 販売することはGPL違反という人もいた。

Red Hat社は、サブスクリプションモデル

OSSライセンスの理解を深めれば、 新しいビジネスが開けるかもしれない。

(購読料、保守サポート)でビジネスに成功した。



契約行為は存在しない

Webで公開

OSS著作者(開発者)

= 複製権の専有者

無断で使用可能

共有フォルタ

無断で使用可能



無断なら他人の著作権侵害

GPLなどのOSSライセンス条件

を満たせば、許諾される

無断なら他人の著作権侵害

他人の複製権の行使

Webで公開 他人の複製権の行使

2.主な許諾形式が違う 契約(双方の合意) ライセンス(一方的な許諾) 3.主な許諾**対象**が違う プログラム製品(PP) (ブログラムの)著作物 3.主な許諾対象が違う

ソフトウェアライセンスは一般にプログラム製品を使用(実行)する際の全体としての許諾です。 対象範囲ソフトウェアライセンス1 一方、OSSライセンスは、許諾対象は個々のプログラムの著作物。 プログラム1 (OSS)ライセンス1 (OSS)ライセンス2 プログラム2

ライセンス3

ほとんどのオープンソースは、 著作権の行使を条件付きで許諾するライセンスによって、 その利用を許可しています。

、 ソフトウェアライセンスの**一**種と思い込んでいる人が多いので 「ソフト屋に外注しているから大丈夫」とは限らない

Checkedi Orchestrating a

「訴訟リスク」とか言う人がいるが、それ以前に… 犯罪

| 他人の権利 | 所有権 | 著作権 |
|------------|-------------------|---------------------|
| 他人の権利の行使 | 商品の持ち出し | GPLの著作物の頒布(複製) |
| 行使が許される条件1 | 現金支払い | ソースの添付 |
| 行使が許される条件2 | 約束 (ツケ、カード支払い) | ソース提供する旨の 申し出の添付 |
| 条件を満たさず行使 | 窃盗(万引き) | 著作権侵害(GPL違反) |

著作権法第119条十年以下の懲役若しくは千万円 十年以下の懲役又は五十万円以下 以下の罰金に処じ、又はこれを併科する。 **の罰金**に処する。 著作権法第124条法人 三億円以下の罰金刑 「GPLでも要求されたら、ソース公開すれば良い」という誤解がありますが

それでは、既に、著作権侵害してしまっている

「見つかったら、払えばいい」という万引き常習犯の言い分と変わらない

Checked! ***** 世界中で、権利を有している人だけが 許諾(ライセンス)可能

GPLでライセンスされたOSSで複製、改変した著作物にも GPLを適用しなければなくない。 とか、言う人が多いが

> GNU GPLのOSSは、GPLに記載された条件で 複製・改変が許諾(ライセンス)されています。

開発(著作)者がGPLで許諾しているのであって、 受領した人にGPLを適用する権利など無い

Checkerii \Orchestrating a brighter world NEC

作者自身が「GNU GPLは、契約ではない」と述べている

例えば、GPLv2当時FSF法務担当で、のちに、GPLv3起草者の一人である コロンビア大学のEben Moglen先生は2001年、以下の文書を公開





Enforcing the GNU GPL

by Eben Moglen

http://www.gnu.org/philosophy/enforcing-gpl.htm

Licenses are not contracts: ライセンスsは契約ではない

2009年12月14日 SFLCにBest Buyなど14社がGPL違反で提訴された

1. BestBuy's Blu-ray DiscPlayer 2. Samsung's LCD HDTV's

3. Westinghouse's LCD HDTV

4. JVC's LCD HDTV and IP Network Camera

5. Western Digital's WD TV HD Media Player 6. Bosch's Security System DVR

7. Phoebe Micro's wireless routers and IP Motion Wireless Camera 監視カメラ 8. Humax's HD HDTV DVR

ブルーレイ・プレイヤー

デジタルサイネージ

HDテレビ

O 9. Comtrend's bonded modems

10, Dobbs-Stanford's digital media player 11. Versa Tech's weatherproof dual radio outdoor wireless access point 12.ZvXEL's 4 Port Router ルーター

13.Astak's security camera system with DVR and security system DVR devices 14.GCI's digital music controller

6月7日までに和解 製品出荷停止による損害額を計算してみてください。

8月3日、欠席裁判で販売停止命令 + 9万ドルの損害賠償金 + 訴訟費用(約4万7千ドル)

実は、著作権を理解しなければ、OSSライセンスは理解できない

GNU GPLなど、OS イセンスは難しい とか、言う人が多いが…

難しいと思えるのはOSSライセンスではなく、著作権。 著作権も多くの人が馴染みがないだけ。

Oss License | Occhestrating a brighter world | NEC

GNU GPLv2 第3条 http://www.opensource.in/col/col/is-html

3. あなたは上記第1条および2条の条件に従い。許諾条件1(BSDライセンス相当4)

『プログラム』(あるいは第28における原生物をオブジェクトコードないし実行形式

で複製または頒布することができる。

、その場合あなたは以下のうちどれか1つを実施しなければならない a)著作物に、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り可能

なソースコードを添付する。(中紙)

b)著作物に、(+%)ソースコードを、(+%)提供する旨述べた少なくとも3年

間は有効な書面になった申し出を添える。(以下編集)

再頒布の前でなければ、「添付」は出来ないから、再頒布前の「条件」 ~再頒布後の「義務」ではない。それでは手遅れ。既に著作権侵害

©NEC Corporation 2019 Annual NEC

GPLは契約ではない ならば、何か?

a licence is a unilateral permission, not an obligation, ライセンスは、一方的な許諾であり、(要約などの)債務などではない

Transcript of Eben Moglen at the 3nd international GPLv3 conference; 22nd June 2006



https://fsfe.org/campaigns/gplv3/barcelona-moglen-transcript.en.html での回答。

■ ユスティニアヌス法典(ローマ法大全)の法学提要(the Institutes of Justinian)記載用語

■戦後、(特許)ライセンスに対する契約が一般的になったからといって、 「ライセンス自体がライセンサーとライセンシーとの契約」ではない。

■ライセンス内容に関して契約すれば、ライセンス契約が成立するだけ。 ※「ライセンス」と「ライセンス契約」を区別すること このようなリスク(?)に対して、何をしなければならないか?

OSSは-般に他人の著作物

であることを理解し、 そのように扱うこと

著作権四

日本国 著作権法 http://www.cric.or.jp/db/domestic/a1_index.html#2_3c

第三款 著作権に含まれる権利の種類 (複製権)

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する

(翻訳権、翻案権等)

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、 又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

©NEC Compration 2019 Oss License Observed Orchestrating a brighter world NEC

例えば、**こんな問い合わせ対応してしまう**…果携帯電話メーカ

ユーザ:「**すでにバイナリが頒布されているのに**、ソースコードが公開されていない 出荷したら「開示義務」が発生するから たとき. 粛々と履行すればよいと思っている? このような状況は らし合わせて問題は無いのでしょうか?

問題ない場合は、どの条項 しているのかお教え願います。」

メーカ:「社内対応を急いでおり順次公開させて頂きますので、 今しばらくお待ち頂きますようお願い致します。

尚、具体的なリリース日に関しては、次週後半よりアナウンスさせて頂きます。 ご不便をお掛けいたしますが、よろしくお願いいたします。」

この受け応えは、 _他人の著作権を既に侵している自覚があるのだろうか…

, 万引きしたら 「支払義務」 が発生する わけじゃない

「今お金を工面して払うから、待ってくれよ。 いつ払うかは、次週後半に言うから。」 と万引きを指摘された人が言っているようなもの。

Checkedi Orchestrating

Stallman氏が、GPLを、契約法に基づかせない理由 2006年、米国法書協会 科学技術部会 OSS委員会共同議長 Heather Meeker弁護士が

「GPLは、その全権利が著作権法に由来するという意味で、一つのライセンスであり 『契約ではない』とまで言っている、けど欧米外で著作権法は機能している?」 とEnforcementを理由に契約法に基づくことを提案するが・・・

■ Richard M. Stallman氏は、二つの正当な理由があると反論 Don't Let 'Intellectual Property' Twist Your Ethos

http://www.gnu.org/philosophy/no-ip-ethos.html

Copyright law is much more uniform among countries than contract law, which is

著作権法は、国家間で、契約法や他のありうる選択より、 非常に**均質**である。

There's another reason not to use contract law.it would require every distributor to get user's formal assent to the contract before providing a copy. To hand someone a CD without getting his signature first would be forbidden. What a pain in the neck! 契約法を使わないもう一つの理由は、コピーを提供する前に、契約/ の正式な同意を得ることを、あらゆる頒布者に要求するから。彼の大 インをもらうことなく誰かにCDを渡すことは、禁じられている。 うんざりする!

なぜか? 著作権も「ものへの支配権」の一つだから

■著作権法入門、有斐閣、2009、P8

●島並良(神戸大学教授),上野達弘(立教大学准教授),横山久芳(学習院大学教授)/著



著作権(22)

■ アメリカ 著作権法 和訳 http://www.cric.or.jp/db/world/america.html

第106条 著作権のある著作物に対する排他的権利

第107条ないし第122条を条件として、本編に基づき著作権を保有する者

は、以下に掲げる行為を行いまたこれを許諾する排他的権利を有する。

(1) 著作権のある著作物をコピーまたはレコードに複製すること。

(2) 著作権のある著作物に基づいて二次的著作物を作成すること。

表現は違っていても、同じようなことを言っている

Oss License | Osthestrating abrighter world | NEC

開示義務などと認識していると著作権侵害してしまう不適切な表現

GPLでライセンスされたの9%は、ソースコードの開示が <u>義務</u>付けられている /// とか、言う人が多いが・

GNU GPLのOSSは、ソースコードの開示が

バイナリ形式での再頒布の際の、許諾<u>เライセンス</u>条件の一つです。

「条件」だから、 再頒布しなければ、開示しなくてもよい

そもそも、GPLの作成者は、

義務(債務)が発生する「契約」のつもりで作成していない。

OSSライセンスと著作権法は、理解しよう

OSS専門業者を自認する人が

根拠の無い、聞いただけの話を繰り返している?!

いい加減な表現を習得しては危険でしょう。

正しく、「著作権」というものを理解して、

著作権に関わる記述としてライヤンス条文を理解すべき。

ほんの少し、**根拠**や論理を心がけましょう。



著作権を基にして、「結合著作物」で考えると

GPLの伝播の誤解、例えば

ウィキペディアのGPLのライブラリの説明の

何が、間違った言い分か、何が、正しい言い分か、わかる

https://ja.wikipedia.org/wiki/GNU General Public License ライブラリ

…、次のようないくつかの異なる見解が存在する。

|見解: プロプライエタリ・ソフトウェアを動的リンク、静的リンクす ることはGPLに違反する

見解: プロプライエタリ・ソフトウェアを静的リンクすることはGPL に違反するが、動的リンクに関しては不明瞭

見解: リンクは無関係である

OSS License Orchestrating a brighter world NEC

ちなみに、OSS検出ツールで違反を判定できるわけではありません

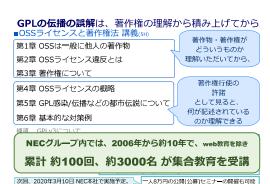
- ■違反の候補になり得る、OSSソースコードに似たコードを検出
- ■検出されたコードが違反か否かは人手で確認する必要があります
- ●検出されたコードは、著作権があると言えるコードか?
- ●誰がコーディングしても同じになるコードに創作性があると言えない コード変換テーブル
- エラーコード一覧の#defineのヘッダファイル
- インタフェース仕様でしかないヘッダファイル
- ・ハードウェアに依存したシーケンス
- ・既に著作者も不明な、誰でも知っているロジックのコード、など
- ●全く同じでも一切参照せず独自にコーディングしたものではないか?

ツール結果の解析方法を支援でなければ、宝の持ち腐れ

- ●GPLのOSSとBSDのOSSなど複数のOSSに一致した場合、
- まず、どれを流用したと考えるのが妥当か?

等々

OSS License Checked! \Orchestrating a brighter world NEC

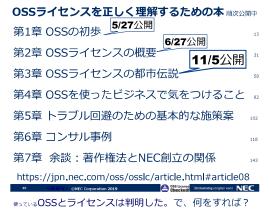


結果から、未対応だと違反になるOSSとライセンスを特定

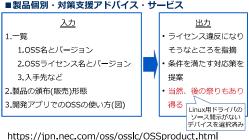
詳細は、https://jpn.nec.com/oss/osslc/ 掲載PDF参照 ・他社と同席、補遺テキスト無し、短縮4.5H

OSS License \Onthestrating of





という、自らの理解が不安な方のために



Oss License Checkerii \Orchestrating a brighter world NEC

読んでわからない方には、OSSライセンス コンサルティング SSライセンスの講義や、OSS利用ガイドラインの作成支援、さらに、それらを取り込む





れたOSSライセンス違反に対して、アドバイスを提供します

Orchestrating a brighter world

